

級 別 標 準 職 務 表

給料表	職務 の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
行政職 給料表	1 級	主事又は技師の職務	
	2 級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	
	3 級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務 3 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5 中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 企画員の職務 2 専門検査員の職務 3 教務主任の職務 4 副主任指導員の職務 5 事務長（給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表（以下この表において「職務表」という。）中行政職給料表三級の項第五項に規定するものを除く。）の職務
	4 級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 主任専門検査員の職務 2 所長代理の職務 3 主任指導員の職務 4 困難な業務を行う企画員の職務 5 困難な業務を行う専門検査員の職務 6 困難な業務を行う教務主任の職務 7 困難な業務を行う副主任指導員の職務 8 困難な業務を行う事務長（職務表中行政職給料表四級の項第四項に規定するものを除く。）の職務 9 困難な業務を行う主査又は技術主査の職務
	5 級	1 本庁又は委員会等の事務局の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務 3 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4 市警察部の課長補佐の職務 5 警察署の課長の職務 6 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1 1 上席専門検査員の職務 2 副監査専門監の職務 3 規模の小さい地方機関の長の職務 4 地方機関の副園長、副校長又は部長の職務 5 上席指導員の職務 6 困難な業務を行う主幹又は技術主幹の職務 7 困難な業務を行う主任専門検査員の職務 8 困難な業務を行う所長代理の職務 9 困難な業務を行う主任指導員の職務 10 警察本部又は市警察部の次長の職務 11 警察本部の心理専門官、術科指導官又は交通事故分析官の職務 12 警察本部又は警察署の少年健全育成官の職務 13 警察学校の科長の職務 14 警察署の課長代理の職務 15 警備派出所の所長の職務 16 警備派出所の副所長の職務 17 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務
	6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4 地方機関の専門監の職務 5 警察本部又は市警察部の課長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の副参事又は技術副参事の職務 2 総括専門検査員の職務 3 極めて困難な業務を行う地方機関の部長又は局長の職務 4 特に困難な業務を行う地方機関の副所長、技術副所長、副校長又は部長の職務 5 困難な業務を行う地方機関の部長又は支所長の職務 6 地方機関の副参事又は技術副参事の職務 7 警察本部の監察官、管理官、デジタル化推進調査官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8 宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号）（以下この表において「警察組織規則」という。）第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長、所長又は工場長の職務 9 宮城県警察交通管制センターの交通管制官の職務 10 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 11 警察本部の副参事又は技術副参事の職務 12 警察署の会計官の職務 13 警察署の副参事の職務 14 高等学校又は特別支援学校の事務部長の職務 15 海洋総合実習船の船長の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中行政職給料表七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	8 級	1 本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 危機管理監又はデジタル政策推進監の職務 2 本庁又は委員会等の事務局の参事又は技術参事の職務 3 監査監の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の副所長又は副館長の職務 5 警察本部の参事の職務
	9 級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の理事又は技監の職務 2 教育監の職務
	10 級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	

給料表	職務 の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
公安職給料表	1 級	巡査の行う職務	
	2 級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
	3 級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1 交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 2 交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 3 交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1 警察署の課長（職務表中公安職給料表五級の項第三項に規定するものを除く。）の職務 2 規模の小さい警察署の課長代理の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 5 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	5 級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	1 警察本部、市警察部又は警察署の次長の職務 2 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の副隊長の職務 3 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、 <u>組織窃盗対策官、捜査支援分析官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務</u> 5 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務 7 警察学校の科長の職務 8 警察署の課長代理の職務 9 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 10 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 12 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
	6 級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表六級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	7 級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	1 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の隊長の職務 2 宮城県警察科学捜査研究所の所長の職務 3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官の職務 4 警察本部又は市警察部の管理官の職務 5 警察学校の副校長の職務 6 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 7 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 8 宮城県警察交通反則通告センターの通告官の職務 9 警察署の副署長の職務 10 警察署の刑事官の職務
	8 級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表八級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	9 級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	1 組織犯罪対策局長の職務 2 サイバーセキュリティ統括官の職務 3 警察本部の参事官の職務

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
教育職給料表 (一)	1 級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	教育職給料表（一）級別資格基準表の学歴免許等区分において「短大卒」が適用される高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭（職務表中教育職給料表（一）二級の項第一項に規定するものを除く。）の職務
	2 級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	1 高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特 2 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3 級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
教育職給料表 (二)	1 級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	
	2 級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	1 中学校、小学校又は義務教育学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特 2 級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3 級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4 級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
研究職給料表	1 級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	
	2 級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	
	3 級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	1 技術副参事の職務 2 地方機関の総括次長の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務 4 警察本部の科長の職務 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
	4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	1 困難な研究を行う試験研究機関の副所長、副場長又は技術副所長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う技術副参事の職務
	5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	1 本庁の技術参事の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 研究連携推進監の職務 4 研究管理監の職務 5 東北歴史博物館又は美術館の副館長の職務

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務（規則）
医療職給料表 (一)	1 級	医師又は歯科医師の職務	
	2 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術主任主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	3 級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 保健医療監の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術副参事の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務
	4 級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技監の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う副部長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技術参事の職務
医療職給料表 (二)	1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「栄養士等」という。）の職務	
	2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	
	3 級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	
	4 級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	
	5 級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	1 地方機関の総括次長の職務 2 特に困難な業務を行う技術主査の職務
	6 級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務
	7 級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	<u>職務内容及び責任の程度が、職務表中医療職給料表（二）七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの</u>
医療職給料表 (三)	1 級	准看護師の職務	
	2 級	保健師又は看護師の職務	
	3 級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 <u>警察本部の係長の職務</u>	
	4 級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務 3 <u>困難な業務を行う警察本部の係長の職務</u>	
	5 級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務 5 <u>警察本部の課長補佐の職務</u>	<u>1 特に困難な業務を行う技術主査の職務</u> <u>2 警察本部の健康管理専門官の職務</u>
	6 級	<u>1 地方機関の技術副所長の職務</u> <u>2 警察本部の課長の職務</u>	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務 4 <u>警察本部の技術副参事の職務</u>
備考			
1 この表中「本庁」とは、部制条例（昭和三十五年宮城県条例第四十一号）により設けられた部及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（以下この表において「法」という。）第五百五十八条第一項の規定により設けられた課室並びに法第七十一条第五項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。 2 この表中「委員会等の事務局」とは、法第三百三十八条第一項に規定する事務局並びに法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。 3 この表中「地方機関」とは、法第一百五十五条第一項に規定する地方事務所、法第一百五十六条第一項に規定する行政機関（警察署を除く。）、法第五百五十八条第一項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、地方教育行政法第十七条第二項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第三十条に規定する教育機関をいう。 4 この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第三十一号）により設けられた部及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十四条第一項に規定する警察学校をいう。 5 この表中「市警察部」とは、警察法第五十二条第一項に規定する市警察部をいう。 6 この表中「警察署」とは、警察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。			